



平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名
被 告 国

準備書面（5）

2019年 1月 22 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

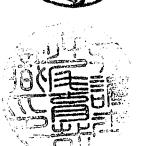
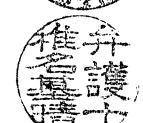
弁護士 近藤 博徳

弁護士 植名 基晴

弁護士 富増 四季

弁護士 仲晃 生

弁護士 仲尾 育哉



目次

第1 差別的取り扱いの存在	4
1 法11条1項による国籍喪失の特徴	4
2 国籍喪失について外国籍の志望取得の場合と異なる取り扱いの存在	4
(1) 外国籍の当然取得による複数国籍の場合	4
(2) 生来的取得による複数国籍の場合	5
(3) 日本国籍の志望取得による複数国籍の場合	6
3 差別的取り扱いの具体的な内容	7
(1) 国籍選択の機会の存在	7
(2) 国籍選択の各選択肢の具体的な内容	8
(3) 日本国籍を保持する機会の存在	8
(4) 国籍選択の機会等に関する差別的取扱	9
第2 憲法14条1項違反について	9
1 国籍法制と憲法14条1項	9
2 立法裁量論との関係	10
3 違憲判断の基準	11
4 差別的取扱の事由	12
第3 「国籍変更の自由の保障」という立法目的についての検討	12
1 立法目的の合理性	12
(1) 立法目的の合理性に対する疑問	12
(2) 「国籍変更の自由の保障」という効用の射程範囲の限界	13
2 「国籍変更の自由の保障」の達成手段としての法11条1項との関係	14
3 本件への適用について	15
第4 「複数国籍防止」という立法目的についての検討	15
1 立法目的の合理性	15
2 立法目的と差別的取扱との合理的関連性	16

(1) 合理的関連性の有無の判断について	16
(2) 「本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる」ことの特異性	16
(3) 「複数国籍防止」という立法目的と、外国籍の志望取得者と外国籍の当然取得者との間の差別的取扱との合理的関連性の有無	17
(4) 「複数国籍防止」という立法目的と、外国籍の志望取得者と生来的複数国籍者との間の差別的取扱との合理的関連性の有無	18
(5) 「複数国籍防止」という立法目的と、外国籍の志望取得者と日本国籍の志望取得者との間の差別的取扱との合理的関連性の有無	18
(6) 小括	19
3 結論	20

第1 差別的取り扱いの存在

1 法11条1項による国籍喪失の特徴

法11条1項は、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定する。その特徴は、

- ① 自己の志望によって外国籍を取得（外国籍の志望取得）した場合のみを対象としていること、
 - ② 外国籍の取得と同時かつ自動的に日本国籍を喪失するとしていること、
 - ③ 日本国籍の喪失について本人の国籍離脱意思は不要とされていること、
- である。

2 国籍喪失について外国籍の志望取得の場合と異なる取り扱いの存在

（1）外国籍の当然取得による複数国籍の場合

ア 後発的な（出生後の事情による）外国籍の取得には、外国籍の取得に直接向けられた意思によらないものがある。

例えば自国民との婚姻や養子縁組、自国民による認知などの身分行為がある場合に、相手方である外国人本人の意思に関わりなく当然に当該国籍を付与する制度を有する国がある。また、ある者の帰化に伴い、その配偶者や子に対しても当然に国籍を付与する制度を有する国がある。

このように、国籍の取得に直接向けられた本人の意思表示に基づく国籍取得（志望取得）ではなく、当該国の法の規定に基づき一定の事実によって当然に国籍を取得する場合を「当然取得」という。

イ 法11条1項の「自己の志望によって外国の国籍を取得した」の要件は外国籍の志望取得を意味するところ、当然取得は本人による外国籍の取得に直接向けられた意思表示に基づく国籍取得ではなく、「自己の志望による」外国籍の取得（志望取得）に該当しないから、法11条1項の適用はなく、当然取得によって外国籍を取得した者は日本国籍を喪失しない、とされている。

そして、ある行為が外国籍の志望取得に当たるか当然取得による外国籍の取得に該当するかは、当該外国の法律の解釈による、とされる。

ウ このように、同じくもともと日本国籍のみを有する者が後発的に外国籍を取得した場合であっても、その外国籍の取得が外国法の志望取得の規定に基づくものとされた場合には日本国籍を喪失するのに対し、当然取得の規定に基づくものとされた場合には日本国籍を喪失しないこととなる（その結果、複数国籍状態となることを法は容認する）、という異なる扱いが生じている。

（2）生来的取得による複数国籍の場合

ア 法2条は、「子は、次の場合には、日本国民とする。」と規定し、同条1号は「出生の時に父又は母が日本国民であるとき。」、同条2号は「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。」と規定する。

この規定は同時に、他方親が外国籍者であり、その者の本国法が法2条1号2号と同様に（父母両系）血統主義を採用している場合には、その親の国籍を生来的に取得することを承認する（但し、子が外国で出生した場合には、法12条に定める国籍留保の意思表示を行う必要がある）。また、法2条1号2号に該当する子が生地主義国で出生した場合にも、出生国の国籍を取得する（この場合も国籍留保の意思表示が必要である）。

イ これらの場合には、出生の当初から日本国籍と外国籍の双方を有することとなるが、「自己の志望によって外国の国籍を取得した場合」に当たらないので、法11条1項の適用はない。

ウ このように、日本人と外国人の両親の子として出生した者、及び生地主義国で日本人親から出生した者は、一方で外国籍を取得しつつ、他方で日本国籍を喪失することなく、その結果日本国籍と外国籍の双方を保有することとなる。これに対して、自己の志望によって後発的に外国籍を取得した者は、日本国籍を保持したまま外国籍を取得することはできず、外国籍の取得と同

時に自動的に日本国籍を喪失する、という異なる扱いが生じている。

(3) 日本国籍の志望取得による複数国籍の場合

ア 法3条1項は、「父又は母が認知した子で二十歳未満のもの（日本国民であった者を除く。）は、認知をした父又は母がこの出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。」と規定する。

また法17条1項は、「第十二条の規定により日本の国籍を失った者で二十歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。」と規定する。

さらに法5条2項は、「法務大臣は、外国人がその意思に関わらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるとときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。」と規定する（なお前項（法5条1項）柱書きは「法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。」と規定し、同項5号は「国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。」と規定している）。

これらの規定は、外国人が自己の志望によって日本国籍を取得する、志望取得の規定であるとされている。

イ 法11条1項は日本国民が外国籍を志望取得した場合を対象としていること、日本の法律で外国籍の得喪について定めることができないこと、から、これらの志望取得の規定によって日本国籍を取得した外国人の外国籍を日本の国籍法によって喪失させることはできない。

また、外国籍の離脱若しくは喪失をこれらの規定による日本国籍の志望取得の条件とする制度を設けることは立法技術として不可能ではないが、法は

そのような制度も採用していない。

ウ その結果、同じく自己の志望によって他国の国籍を取得した者のうち、日本国民が外国籍を取得した場合には外国籍取得と同時かつ自動的に日本国籍を喪失させるのに対し、外国籍者が日本国籍を取得した場合には複数国籍となることを日本の国籍法は容認する、という異なる扱いが生じている。

3 差別的取り扱いの具体的な内容

(1) 国籍選択の機会の存在

ア 上述した、当然取得により外国籍を取得した日本国民、生来的に外国籍を取得した日本国民、及び志望取得の規定により日本国籍を取得した外国人は、日本国籍を保持したまま外国籍を取得（あるいは外国籍を保持したまま日本国籍を取得）し、複数国籍の状態となる。国籍法は、これらの者が20歳に達する前に複数国籍となった場合には22歳に達するまで、20歳に達した後に複数国籍となった場合にはその後2年以内に、複数国籍のうちのいずれかを選択することを求め（法14条1項）、その選択の方法を定めている。

イ 国籍法が定める、国籍の選択の方法については、以下の選択肢がある。

- ① 外国の法令に従って、その国の国籍を選択する（法11条2項）
- ② 日本国籍を離脱する（法13条）
- ③ 外国籍を離脱する（法14条2項前段）
- ④ 日本国籍を選択し、かつ外国の国籍を放棄する旨の宣言をする（法14条2項後段）

上記の複数国籍者は、この①乃至④のいずれの方法もその意思で自由に選択することができ、取得の態様（例えば、当然取得か生来的取得か）や取得の順序（例えば、日本国籍者が外国籍を取得した場合か、外国籍者が日本国籍を取得した場合か）等によって選択手段に一切制限はない。したがって、当然取得により外国籍を取得した者がその外国籍を離脱することも（当該外

国の国籍法が許容していれば）可能であるし、外国人が日本国籍を志望取得した後に日本国籍を離脱することも、何らの障害はない。

（2）国籍選択の各選択肢の具体的な内容

ア 上記の選択肢のうち、②及び③は、それによって当該国の国籍を失うため、国籍が二つの場合、複数国籍は解消されることになる。

イ これに対して、①は、当該外国の国籍選択制度の内容として、その外国籍の選択に日本国籍の放棄の意思表示も含まれている場合には、法11条2項によって日本国籍を自動的に喪失するが、日本国籍の放棄の意思表示が含まれていない場合（純粹に外国籍の選択の意思表示のみの場合）には、法11条2項の適用はなく、日本国籍は喪失しない、とされている（甲47・34頁）。

そして当該外国法の国籍選択制度が後者の内容である場合、外国籍を選択した後に日本国籍を喪失させ、若しくは離脱を強制する規定は国籍法には存在しないから、本人が自主的に法13条に基づいて日本国籍を離脱しない限り、複数国籍の状態が継続することになる。

ウ また、④は、当該宣言によって当然に外国籍が消滅するものではないことは当然であり、そのために当該宣言の後に外国籍離脱に向けた努力義務を負う（法16条）とされている。しかしながら、これには法的強制力はなく努力義務に留まると解されており、他に日本国籍の選択宣言を行った後の最終的な複数国籍の解消を強制する手段を法は設けていない。このことから、法は日本国籍の選択宣言の後も日本国籍と外国籍を保有する場合があり得ることを想定し、容認しているものと言える。

（3）日本国籍を保持する機会の存在

以上見たとおり、国籍法は、当然取得により外国籍を取得した日本国民、生来

的に外国籍を取得した日本国民、及び志望取得の手続により日本国籍を取得した外国人について、これらの国籍取得によって複数国籍となることを認め、かつ、一定の猶予期間を与えていずれの国籍を選択するかの判断を当該本人の自由意思に委ねている。そしてさらに、その選択によってはその後も外国籍を保持しつつ日本国籍を維持することを容認するものとなっている。

このように、日本国籍の保持・離脱を本人の意思に委ねているのは、後述する「日本国籍という法的地位の重要性」に鑑みてのことであることは明らかである。

(4) 国籍選択の機会等に関する差別的取扱

これに対して、自己の志望によって後発的に外国籍を取得した日本国民は、法11条1項によって外国籍の取得と同時に自動的に日本国籍を喪失することとなり、一定期間複数国籍を保有することが認められないのみならず、いずれかの国籍を選択する機会も得られず、その選択の後に複数国籍を維持することも認められない。

このように、法11条1項の存在によって、志望取得による外国籍の後発的取得者と、それ以外の複数国籍者との間では、国籍選択を行う機会の有無、及び国籍選択の前提並びに国籍選択の結果として日本国籍を保持する機会の有無において、差別的取り扱いが生じている。

第2 憲法14条1項違反について

1 国籍法制と憲法14条1項

憲法14条1項は、法の下の平等を定めており、この規定は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取り扱いを禁止する趣旨である。

憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定し、こ

れを受けて、国籍法は、日本国籍の得喪に関する要件を規定している。憲法 10 条の規定は、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解される。しかしながら、このようにして定められた日本国籍の取得に関する法律の要件によって生じた区別が、合理的理由のない差別的取り扱いとなるときは、憲法 14 条 1 項違反の問題を生ずることはいうまでもない。

2 立法裁量論との関係

ア 国籍法制に関する立法裁量について、憲法は、具体的にいかなる者を我が国の構成員とするかについては、代表民主制の原理に基づき、国会が、全国民を代表する立場において、我が国の歴史的事情、伝統、環境等様々な要因を総合的に考慮して合理的に定めることに委ねたものと解されること等を理由に、国籍の得喪に関する要件をいかに定めるかについては、その性質上、立法府に広範な裁量が与えられている、との見解がある。

しかしながら、国籍の得喪に関する要件の定め方において、立法府に広範な裁量が与えられているとしても、その結果生じた区別は、あくまで憲法によって許される範囲で認められるものにすぎないから、国籍の得喪に関する要件が定められた結果生じた区別が合理的な理由のない差別であれば、やはり、憲法 14 条 1 項によって禁止されるものと言わざるを得ない。

そして、国籍の得喪は、我が国において基本的人権の保障を受ける上で重要な意味を持つものであることは多言を要しない。また、法の下の平等は、民主主義社会の根幹を成す重要なものである。

これらの点を考えると、国籍の得喪に関する要件をいかに定めるかについては、立法府に広範な裁量が認められるとしても、それは自由に定めうるという

わけではなく、国籍の得喪の要件における区別の合理性が必要であり、本件訴訟は法11条1項に関しこの点について判断を求めているものである。

イ 最高裁判所平成20年6月4日大法廷判決は、日本人父と外国人母の婚外子が出生後の後発的な事情により日本国籍を取得するにあたって、その要件によって平等原則に反する結果が生じるとして、違憲判決を下したものである。日本人と一定の血統上の関係があるものの、生来的に日本国籍を取得しなかつた者の後発的な日本国籍の取得に関して、どのような制度を設けるかについては、一定の範囲で立法裁量が認められると解される。

これに対して、法11条1項は、もともと日本国籍を有する者のその日本国籍という重要な法的地位を、本人の意思に反して剥奪することを内容とする規定であり、かかる立法に対する立法裁量がさらに限定的なものであることは明らかである。

3 違憲判断の基準

ア 上記の通り、法律の要件による区別が合理的理由のない差別的取り扱いとなる場合には、当該差別は憲法14条1項に違反するものとなるが、その合理性の有無の判断は、次のように行われるべきである。すなわち、立法府に与えられた裁量権を行使しても、なおそのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、同項に違反するものとなる。

イ 日本国籍は、我が国構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。一方、外国籍の志望取得による日本国籍の喪失は、本人が希望せず、時には意識もしないまま、本人の日本国籍を本人の意思を無視して自動的に喪失させ、その結果上記のような重要な法的地位を剥奪し、

日本という国家共同体から排除するものである。

このような結果の重大性、及びそれが本人の意思に起因しない法の規定による強制的な結果であることに鑑みると、日本国籍の喪失という結果を生じさせる要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である。

ウ 上述の通り、最高裁判所平成 20 年 6 月 4 日大法廷判決は、後発的な日本国籍の取得という、一定程度の立法裁量が認められる制度について、違憲判断を下した。上記判決の考え方によれば、本人の意思に基づかない日本国籍の喪失という重大な法的効果を招来させる法 11 条 1 項の合憲性については、さらに厳格に審査されるべきことは当然である。

4 差別的取扱の事由

本件においては、「自己の志望によって」外国籍を取得したか否か、すなわち志望取得の手続による外国籍の取得であるか否かが差別的取扱の事由となっている。そこで、法 11 条 1 項の立法目的との関係で、この事由に基づく上記差別的取扱に合理的理由があるか否かが問題となる。

第 3 「国籍変更の自由の保障」という立法目的についての検討

1 立法目的の合理性

(1) 立法目的の合理性に対する疑問

原告ら準備書面（3）第 2. 2（6 頁以下）で述べたとおり、現行国籍法の 11 条 1 項は旧国籍法 20 条の規定をほぼそのままの文言で引き継いだものである（新法制定当時は 8 条）が、旧国籍法 20 条には「国籍変更の自由の保障」という立法目的は存在せず、また 1950（昭和 25）年の現行法制定の際にも、新法 8 条（現行 11 条 1 項）の「国籍変更の自由の保障」という立法目的については国会審議を通してただ一度だけ「国籍変更の自由を認める」と言及

されたのみであること、等の立法過程に照らすと、法11条1項が「国籍変更の自由の保障」という立法目的を有する、との主張には重大な疑問がある。

また、これも原告ら準備書面（3）第2. 3及び4（14頁以下）で述べたとおり、一般論としては法11条1項には田代論文（甲57）が指摘するような効用の存在が考え得るが、このような効用が上記の新法立法時に立法者において認識されていたか極めて疑問であり、後付けの説明であるとの疑問を否定できない。しかも、1936（昭和11）年当時において田代論文が指摘するような法制を有する国は確認しうる限りルーマニア一国のみであり（甲36（313～314頁））、田代論文が指摘するような国籍変更の自由を保障する必要性のある事態が存在していたのか（立法事実の存在）、についても極めて疑問である。

（2）「国籍変更の自由の保障」という効用の射程範囲の限界

以上を前提としつつ、もし田代論文が指摘するような法制度の国が存在し、かつそのような国への帰化を希望する日本人が存在するのであれば、法11条1項は確かにその者の国籍変更の自由を実現する、という効用を有するものである、ということができる。

ただし、この効用を発揮させるために法11条1項を適用することが是認されるのは、①本人が日本国籍を離脱して外国籍を取得することを自ら希望しており、かつ②当該外国の国籍法制において当該国の国籍の取得と同時に日本国籍の離脱を要求しており、かつ③「本人の意思に関わらず国籍取得と同時に原国籍を離脱できない場合には原国籍を離脱しないで国籍の取得を認める」という趣旨の規定が当該外国の国籍法制に存在しない場合、という極めて限定された場合のみである。本人が日本国籍の離脱を希望していない場合には、そもそも法11条1項の効用を期待して同条項を適用すべき場面ではないし、当該外国の国籍法制が国籍の取得と同時に日本国籍の離脱を求めていない場合、及び

「本人の意思に関わらず国籍取得と同時に原国籍を離脱できない場合には原国籍を離脱しないで国籍の取得を認める」という趣旨の規定が存在する場合には、外国籍取得の後に法13条により日本国籍を離脱することによって法11条1項によらずとも国籍変更の自由は実現される。

2 「国籍変更の自由の保障」の達成手段としての法11条1項との関係

ア 「国籍変更の自由の保障」という効用との関係で見るならば、法11条1項が上述した条件①②③のすべてを満たす事案に適用される場合には、立法目的達成のためにある者の権利利益を制限することを内容とするものではなく、むしろ対象者の希望を実現するためにその者の日本国籍を本人の希望する方向にコントロールする作用を有する。

したがって、法11条1項が「国籍変更の自由の保障」という立法目的を達成するために上記の条件①②③のすべてを満たす事案に適用される限りにおいて、これは何らの差別的取扱を生じるものではない。前述した「当然取得による外国籍の取得の場合」「生来的な外国籍の取得の場合」「日本国籍の志望取得の場合」との差別的取扱についても、当該本人が自ら日本国籍を離脱することを希望しているという事実を考慮するならば、何ら差別的取扱として問題視される必要はないものである。

イ 他方、原告ら準備書面(3)第2.2(4)(11頁以下)で述べた通り、国籍変更の自由とは外国籍の取得と日本国籍の離脱の双方において自由であること、すなわち他者から強制されずに本人の意志に従うことができることを意味する。これに対し法11条1項は本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる規定である。したがって、法11条は国籍変更の自由の要素である国籍離脱の自由の保障と無関係であるばかりか、外国籍を志望取得した者の日本国籍の離脱を強制し、国籍変更を強制する規定である。

3 本件への適用について

本件の原告らは、いずれも外国籍の取得と同時に日本国籍を離脱することを希望していた（又は希望している）ものではない。また原告らが帰化し、あるいは帰化しようとしているスイス、リヒテンシュタイン及びフランスの各国籍法は、いずれも帰化と同時に原国籍の離脱を要件としていないか、又は帰化と同時に原国籍を離脱することができない場合には原国籍を離脱しないで帰化を認める、という制度を有している（スイスについて甲59の1、甲59の2、甲59の3の1、甲59の3の2、フランスについて甲60の1、リヒテンシュタインについて甲61の1、甲61の2）。したがって、本件原告らはいずれも「国籍変更の自由の保障」を実現する手段として法11条1項を適用するための条件を満たしておらず、そもそも「国籍変更の自由の保障」を実現する手段として法11条1項を適用すべき対象ではない。

したがって、この立法目的の実現という観点から原告らへの法11条1項の適用の是非を見るならば、原告らがスイス、リヒテンシュタインあるいはフランスの国籍を取得するための必要性がないのに日本国籍を喪失させるものであって、「国籍変更の自由の保障」の目的に反した適用であり、それによって当該目的が予定する範囲を超えた過度に広範な権利制限ないし利益の侵害を生じさせるものであって、本件原告らへの法11条1項の適用は違憲というべきである。

第4 「複数国籍防止」という立法目的についての検討

1 立法目的の合理性

国籍法は複数国籍の発生を認めつつ、同時に複数国籍を防止あるいは解消することもその立法政策として採用している。しかしその具体的な内容は、原告ら準備書面（1）第4（31頁以下）で述べた通り、「本人の意思に基づき複数国籍を解消していく。」というものである。

したがって、仮に「複数国籍の防止解消」という国籍法の立法政策として合理

性を有するとしても、法11条1項により生じる差別的取り扱いに不合理な点がないか、は検討の必要がある。

2 立法目的と差別的取扱との合理的関連性

（1）合理的関連性の有無の判断について

合理的関連性立法目的と差別的取り扱いの間に合理的な関連性が認められるためには、そのような差別的取り扱いをすることによって立法目的が達成され、逆にそのような差別的取り扱いを行わなければ立法目的が達成されず、立法目的達成と差別的取り扱いとの比較衡量において前者が後者より重要であると判断されることが必要である。逆に、差別的取り扱いの有無によって立法目的の達成に差がない場合、差別的取り扱いをしなくても立法目的の達成が可能である場合には、そもそも立法目的と差別的取り扱いの間に関連性があるとは言えないし、立法目的達成による利益よりも差別的取り扱いによる不利益の方が重大である場合には、その差別的取り扱いに合理性があるとは言えない。

（2）「本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる」ことの特異性

国籍法が採用する複数国籍防止解消制度が、法11条1項を除いて「本人の意思に基づき複数国籍を解消していく」というものであることは、原告ら準備書面（1）第4（30頁以下）で指摘した通りである。

これに対し、法11条1項は、本人の意思によらずに日本国籍を喪失させることによって複数国籍を防止する制度である。しかも「本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる」ことが法11条1項の存在意義でありその制度の本質に関わることである点も、原告ら準備書面（3）第3.3（4）（30頁以下）で指摘したとおりである。したがって、法11条1項が本人の意思を考慮しない（無視する）という点で国籍法の他の複数国籍防止解消制度と根本的に異なる制度であることは明らかである。

なお、学説の中には、法11条1項による国籍喪失の根拠として、本人の「日本国籍離脱の意思」ないし「日本国籍離脱の意思の擬制」を挙げるものがあるが、そのような主張に根拠がないことは、原告ら準備書面（3）第3.3（3）以下（30頁以下）で述べた通りである。

（3）「複数国籍防止」という立法目的と、外国籍の志望取得者と外国籍の当然取得者との間の差別的取扱との合理的関連性の有無

前述したとおり、「当然取得によって外国籍を取得した日本国民」は、それらの国籍の取得により日本国籍を失うことなく、複数国籍となった上で、日本国籍若しくは外国籍の選択の機会を与えられる。そしてその選択によっては複数国籍が解消されずに存続することが予定され、国籍法はそのような事態を想定し容認している。

これに対して、自己の志望により外国の国籍を取得した者のみは、取得した外国籍と共に日本国籍を保持することが許されず、したがってその後に日本国籍と外国籍のいずれかを選択する機会も認められない。

しかしながら、複数国籍防止解消という観点から見るならば、当然取得によって外国籍を取得した者も、自己の志望によって外国籍を取得した者も、その結果生じる複数国籍状態には何ら差異はなく、「当然取得に起因する複数国籍の方が志望取得に起因する複数国籍よりも弊害のおそれが少ない」などということはおよそあり得ない。したがって、複数国籍防止という観点から見た場合、当然取得と志望取得を区別すること、すなわち外国籍の取得が本人の意思によるものか否かによって区別することの合理的根拠は見出しがたい。

なお、念のために言及すると、「自己の志望により外国籍を取得したこと」それ自体をもって日本国籍喪失の理由とすることには何らの根拠もない。「自分の希望で外国籍を取得したのだから当然日本国籍は喪失させる」という考え方には、それ自体既に複数国籍の発生防止を前提としているが、本件では「なぜ

自分の希望で外国籍を取得した者は当然に日本国籍を喪失させられるのか」が問題になっているのであり、何ら国籍喪失の合理性を根拠付けるものではないからである。そして、外国籍取得の意思に日本国籍離脱の意思を見る見解や、あるいは日本国籍離脱の意思を擬制すべきという見解については、繰り返し述べるとおり、外国籍取得の意思と日本国籍離脱の意思は別個のものであるから、前者の存在をもって後者の存在を認定したり擬制することはできない。

したがって、「外国籍の取得に直接向けられた意思」の有無をもって区別することに合理性は認められない。

(4) 「複数国籍防止」という立法目的と、外国籍の志望取得者と生来的複数国籍者との間の差別的取扱との合理的関連性の有無

次に、「生来的に外国籍を取得した日本国民」も、それによって生じた複数国籍の状態は、自己の志望によって外国籍を取得したことによって複数国籍となった者と何ら異なるところはない。生来的複数国籍か後発的な複数国籍かの違いは、当然取得による複数国籍の発生が容認されていることから見れば、複数国籍防止の観点から見て何ら本質的な問題ではないことは明らかである。また、「生来的な複数国籍」が本人の意思によらない複数国籍であるのに対し、志望取得による複数国籍は本人の意思に起因するものであるという点についても、上述の通り「外国籍を取得する意思」それ自体が日本国籍喪失の根拠とはなり得ないし、日本国籍離脱の意思を認定したり擬制することも根拠がない。

(5) 「複数国籍防止」という立法目的と、外国籍の志望取得者と日本国籍の志望取得者との間の差別的取扱との合理的関連性の有無

さらに、「志望取得の手続により日本国籍を取得した外国人」と「自己の志望によって外国の国籍を取得した日本国民」との間で、その結果生じる複数国籍状態に何らの違いも存在しないことは明白である。

のみならず、前者については、まさに自己の意思によって日本（元の国籍から見れば外国）の国籍を取得したものであるうえ、もともと日本国籍を有していた者ではないのであるから、複数国籍防止を徹底する観点からは、外国人がわざわざ日本国籍を取得して複数国籍となることを防止するために、日本国籍の取得に際して原国籍を離脱若しくは喪失することを条件とするような制度設計とすることも技術的には当然に可能である。しかるに法はそのような条件を設けず、外国人が志望取得の規定に基づいて日本国籍を取得する場合には、国籍法としてはそれによって複数国籍となることを容認しているものである。

にもかかわらず、もともと日本国籍を有している者が外国籍を志望取得した場合に限って、複数国籍の発生を認めず日本国籍を喪失させるという取扱いをすることに、合理的な理由は認められない。

（6）小括

ア 以上の通り、「当然取得によって外国籍を取得した日本国民」「生来的に外国籍を取得した日本国民」及び「日本国籍を志望取得した外国人」は、それによって複数国籍となることを法が認め、その後に日本国籍と外国籍の選択の機会を与えられ、その選択によっては選択後も複数国籍の状態が継続し、日本国籍を保持し続けることを法は認めていた。これら3つの類型については、このような日本国籍の保持の機会を認めた国籍選択の結果をもって複数国籍に関する問題について原則的な法律上の最終解決とする、というのが、国籍法の複数国籍防止解消に関する立法政策の方針である。

これに対し、「自己の志望によって外国籍を取得した日本国民」のみが、外国籍の取得と同時に日本国籍を喪失するが、何故にこの類型に限ってのみ複数国籍となる機会や国籍選択の機会を与えることができないのか、その合理的な説明は皆無である。したがって、前3者の類型とこの類型との間の差

別的取扱は、複数国籍防止解消という立法目的との関連性があるとは到底認められないものである。

イ 最高裁判所平成20年6月4日大法廷判決は、改正前法3条1項の準正要件について、同規定が設けられた1984（昭和59）年当時には合理性があったものの、その後の社会の変化に伴い合理性が失われたとして違憲判断を下した。

これに対し、生来的な複数国籍の発生の認容（法2条1号2号）、外国籍者による日本国籍の志望取得（法3条1項、17条、5条2項）、及び国籍選択制度（法14条）は1984（昭和59）年法改正で導入された。この時点で既に、「生来的に外国籍を取得した日本国民」及び「日本国籍を志望取得した外国人」と、外国籍を志望取得した日本国民との間には、日本国籍保持の機会に関し、上述の通り合理的根拠のない差別的取扱が生じていたものであり、憲法14条1項に反した状態であった。

3 結論

以上の通り、法11条1項により生じる、外国籍の志望取得者とそれ以外の複数国籍者との間の差別的取扱には、合理的な理由があるとは認めがたい。よって、法11条1項は憲法14条が保障する法の下の平等に反するものであり、無効というべきである。

以上